

令和5年安曇野市議会 12月定例会 提案説明書

— 目次 —

議案第 105 号	1
議案第 106 号	2
議案第 107 号	3
議案第 108 号	4
議案第 109 号	5
議案第 110 号	10
議案第 111 号	11
議案第 112 号	13
議案第 113 号	14
議案第 114 号	15
議案第 115 号	16
議案第 116 号	17
議案第 117 号	18
議案第 118 号	19
議案第 119 号	20
議案第 120 号	21
議案第 121 号	22
議案第 122 号	23
議案第 123 号	24
議案第 124 号	25
議案第 125 号	26
議案第 126 号	27
議案第 127 号	28
議案第 128 号	29
議案第 129 号	30
議案第 130 号	31
議案第 131 号	32
議案第 132 号	33
議案第 133 号	34
議案第 134 号	35
議案第 135 号	36
議案第 136 号	37
議案第 137 号	38
議案第 138 号	39
議案第 139 号	40
議案第 140 号	41

議案第 141 号	42
議案第 142 号	43

議案第 105 号

安曇野市犯罪被害者等支援条例

本条例は、犯罪被害者等の支援に関して必要な事項を定める条例です。

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、新たに制定します。

第 2 条は用語の定義です。

第 3 条で犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならないことなど 5 つの基本理念を示します。

第 4 条は市の責務、第 5 条は市民等の役割、第 6 条は事業者の役割を定めます。

第 7 条で支援体制、第 8 条で個人情報の管理を定めます。

第 9 条から第 13 条は、相談、情報の提供、日常生活の支援、居住の安定、経済的負担の軽減等、市が犯罪被害者等に行う支援を定めます。

第 14 条は、広報、啓発に関することについて、第 15 条は民間支援団体に対する支援について定めます。

この条例は公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 106 号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

今回の主な改正は、令和 6 年秋から健康保険の被保険者証（以下、「健康保険証」という。）が原則廃止されることに伴うものです。

現行、健康保険証により、受給資格の確認を行っている福祉医療費の支給に関し、健康保険証廃止後は、マイナンバーカードを利用した情報連携による受給資格の確認が必要となります。

福祉医療制度は、各自治体の独自制度であるため、個人番号の情報連携を行うには、条例に規定する必要があることから、改正を行うものです。

主な改正について説明します。

本条例の別表第 1 から第 3 で、個人番号の独自事務を規定するものです。

別表第 1 では、福祉医療費給付金条例による事務を追加するものです。

別表第 2 では、別表第 1 で追加する事務を執行するために、市が扱う特定個人情報を追加するものです。

別表第 3 では、市長部局では確認できない特定個人情報について、教育委員会を情報提供先機関として追加するものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 107 号

安曇野市北の沢山林財産区管理会条例等の一部を改正する条例

今回の改正は、安曇野市北の沢山林財産区、安曇野市富士尾沢山林財産区、安曇野市牧山林財産区、安曇野市有明山林財産区、安曇野市穂高山林財産区の管理会条例について、その一部を改正するものです。

改正の理由を申し上げます。

当該山林財産区管理会条例の条文中に、山林財産区の財産及び土地の表示を記載しておりますが、この内容に関しては、各山林財産区が別に定める財産管理台帳にて把握している内容であります。

また、当該山林財産区以外の管理会条例には表示の記載がないことから、条例間の整合を図り、全ての山林財産区管理会条例の内容を統一整理するために、条文中の山林財産区の財産及び土地表示の別表を削除し、併せて字句の整理を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 108 号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

今回の条例改正では、単身で入居ができる者の拡大と、入居者の選考方法を改定するもので、併せて字句の整理を行います。

改正の内容について説明します。

第 7 条の入居者の資格については、「安曇野市犯罪被害者等支援条例」が制定されることに併せ、当該条例で規定する「犯罪被害者等」が単身で入居することを可能にするものです。

また、特に居住の安定を図る必要があると市長が認める者についても、単身入居を可能とします。

第 10 条の入居者の選考方法については、公平性・透明性の観点から、「申し込み者の数が募集戸数を超えた場合には、抽選によって決定する」内容に改めるものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 109 号

令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 8 号）

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 7,600 万円を追加し、492 億 9,700 万円とします。

現時点までの予算執行状況を分析し、令和 5 年度末までの予算に過不足が生じることが予測されるもの、翌年度当初からの事業実施のため令和 5 年度中に対応が必要となる事業等について追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

1 款 市税は、6 億 1,600 万円の増額です。

1 項 市民税で、「市民税現年課税分」（4 億 7,000 万円）の増額です。

2 項 固定資産税で、「固定資産税現年課税分」（1 億 4,600 万円）の増額です。

10 款 地方特例交付金は、154 万円の減額です。

1 項 地方特例交付金で、全額「個人住民税減収補填特例交付金」の減額です。

14 款 使用料及び手数料は、131 万 4 千円の増額です。

1 項 使用料で、全額「公共施設目的外使用料（福祉部）」の増額です。

15 款 国庫支出金は、7,018 万 1 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、5,200 万 8 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（2,312 万 9 千円）、「障害児入所給付費等負担金」（2,846 万 6 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、1,817 万 3 千円の増額です。「地域少子化対策重点推進交付金」（640 万円）、「法改正等に伴うシステム改修整備費補助金」（511 万 8 千円）の増額が主なものです。

16 款 県支出金は、8,062 万 6 千円の増額です。

1 項 県負担金で、2,597 万 5 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（1,156 万 4 千円）、「障害児入所給付費等負担金」（1,423 万 3 千円）の増額が主なものです。

2 項 県補助金で、4,864 万 4 千円の増額です。「福祉医療給付事業補助金」（3,450 万円）、「農作物等災害緊急対策事業補助金」（763 万 4 千円）の増額が主なものです。

3 項 県委託金で、600 万 7 千円の増額です。「県民税徴収事務委託金」（600 万円）の増額が主なものです。

18款 寄附金は、1億5,348万円の増額です。

1項 寄附金で、「ふるさと寄附金」（1億5,000万円）の増額が主なものです。

19款 繰入金は、2億2,999万3千円の減額です。

2項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」（△2,999万3千円）、「公共施設整備基金繰入金」（△2億円）の減額です。

21款 諸収入は、1,923万2千円の増額です。

2項 預金利子で、7万6千円の増額です。全額「市歳計現金預金利子」の増額です。

5項 雑入で、1,915万6千円の増額です。「介護保険施設整備等補助返還金」（2,116万7千円）の増額が主なものです。

22款 市債は、6,670万円の増額です。

1項 市債で、「道路災害復旧事業債（単独）」（1億790万円）の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

3ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の22ページからとなります。）

1款 議会費は、50万円の増額です。

1項 議会費で、全額、職員給与等の増額に伴う「議会費」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の24ページからとなります。）

2款 総務費は、2億6,409万4千円の増額です。

1項 総務管理費で、2億5,939万6千円の増額です。ふるさと寄附金増額見込みに伴う積立金及び返礼品分として、「寄付採納事務」（2億1,904万円）の増額が主なものです。

2項 徴税費で、51万9千円の減額です。会計年度任用職員報酬等の減額に伴う「税務総務費」（△54万1千円）の減額が主なものです。

3項 戸籍住民基本台帳費で、495万7千円の増額です。全額、法改正対応システム改修業務委託等の増額に伴う「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

6項 監査委員費で、26万円の増額です。全額、職員手当等の増額に伴う「監査委員事務費」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の34ページからとなります。）

3款 民生費は、3億4,694万7千円の増額です。

1項 社会福祉費で、2億9,045万3千円の増額です。障害福祉施設利用者の増加に伴う「障がい者支援事業」（1億3,018万9千円）の増額が主なものです。

2項 児童福祉費で、5,543万3千円の増額です。令和4年度事業で行ったひとり親世帯等への給付金事業の事業費確定に伴う国への返還金として、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」（1,898万2千円）、食材費高騰に伴う「認定こども園給食運営費」（2,177万3千円）の増額が主なものです。

3項 生活保護費で、106万1千円の増額です。全額、職員給与等の増額に伴う「生活保護総務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の46ページからとなります。)

4款 衛生費は、8,436万1千円の増額です。

1項 保健衛生費で、8,328万5千円の増額です。令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の事業費確定に伴う国への返還金として「ワクチン予防接種事業」(4,155万4千円)、太陽光発電システム設置補助金の実績見込みによる「環境基本計画推進事業」(1,900万円)の増額が主なものです。

2項 清掃費で、107万6千円の増額です。生ごみ処理機器等購入補助金の実績見込みによる「ごみ減量化再利用対策事業」(100万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の52ページからとなります。)

5款 労働費は、7千円の増額です。

1項 労働費で、全額、パートタイム会計年度任用職員手当の増額に伴う「労働雇用対策事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の54ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、2,826万1千円の増額です。

1項 農業費で、1,954万円の増額です。令和5年4月の凍霜害により被災した農業者に対する補助金等として「畑作園芸振興事業」(2,199万7千円)の増額が主なものです。

2項 林業費で、135万7千円の増額です。県補助金が前倒しになったことによる橋梁塗膜調査委託として「林道重点整備・維持管理事業」(119万9千円)の増額が主なものです。

3項 耕地費で、16万4千円の増額です。令和4年度事業費確定に伴う国への返還金として、全額、「多面的機能支払交付金事業」の増額です。

4項 水産業費で、720万円の増額です。養魚用配合飼料価格高騰に伴う養魚業者に対する補助金として、全額、「水産業振興事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の60ページからとなります。)

7款 商工費は、744万7千円の増額です。

1項 商工費で、U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金の実績見込みによる「しごと創出事業」(902万3千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の64ページからとなります。)

8款 土木費は、3,067万2千円の減額です。

1項 土木管理費で、139万2千円の増額です。職員手当等の増額に伴う「土木総務費」(130万円)の増額が主なものです。

2項 道路橋梁費で、11万円の増額です。パートタイム会計年度任用職員報酬等の増額に伴う「道路橋梁維持費」(10万2千円)の増額が主なものです。

3項 河川費で、1,500万円の減額です。県協議により鳴沢川工事が県の施工になったことから、全額、「河川維持費」の減額です。

4項 都市計画費で、1,917万4千円の減額です。債務負担行為設定による安曇追

分駅駐輪場屋根設置工事費などの減額に伴う「都市計画総務費」(△2,177万4千円)の減額が主なものです。

5項 住宅費で、200万円の増額です。市営住宅退去に伴う修繕工事等、全額、「住宅管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の70ページからとなります。)

9款 消防費は、270万1千円の増額です。

1項 消防費で、防災用品購入補助金の実績見込みによる「災害対策費」(269万7千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の72ページからとなります。)

10款 教育費は、7,235万4千円の増額です。

1項 教育総務費で、1,947万9千円の増額です。食材費高騰に伴う「給食センター総務費」(1,144万1千円)の増額が主なものです。

2項 小学校費で、1,990万2千円の増額です。学校施設における電気料高騰等に伴う「小学校総務管理費」(2,004万円)の増額が主なものです。

3項 中学校費で、1,544万円の増額です。学校施設における電気料高騰等に伴う「中学校総務管理費」(1,493万4千円)の増額が主なものです。

4項 幼稚園費で、198万3千円の増額です。食材費高騰に伴う「穂高幼稚園給食運営費」(128万3千円)の増額が主なものです。

5項 社会教育費で、1,461万5千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「社会教育総務費」(515万円)の増額、電気料高騰等に伴う「交流学習センター等管理費」(517万6千円)の増額が主なものです。

6項 保健体育費で、93万5千円の増額です。体育施設整備工事費など、全額、「社会体育施設管理費」の増額です。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書86ページからの給与費明細書をご覧ください。

議案書5ページの第2表、債務負担行為補正です。

追加については、豊科ささえあいセンターなど市内施設の指定管理業務によるものが22事業、三郷北部・三郷南部認定こども園園庭芝生化事業など事業の早期着手によるものが13事業、その他の理由によるものが5事業の合計40事業について、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を新たに設定するものです。

変更については、南穂高児童館仮設エアコン工事の契約年度間の支払金額を見直したことによる限度額の増額、三郷小学校長寿命化改良工事の機械設備工事の契約期間を見直したことによる限度額の減額となります。

廃止については、豊科児童館更新事業の解体工事を令和6年度に実施することとしたことから、廃止するものです。

議案書 8 ページの第 3 表地方債補正です。

追加については、令和 5 年度豪雨災害等に伴う災害復旧事業債の追加、変更については、国の地方債計画による減額調整により、過疎対策事業債の限度額の変更、豊科中央児童館解体工事などの改修工事期間を見直したことによる旧合併特例事業債の限度額の変更となります。

廃止については、県協議により鳴沢川工事を県が施工することになったことから、緊急浚渫推進事業債を廃止するものです。

以上により、市債の補正額は 6,670 万円の増額となり、補正後の発行予定額は 53 億 8,041 万 2 千円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 89 ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 110 号

令和 5 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 96 億 6,262 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、1 万 1 千円の増です。

歳出の 4 款 保健事業費の特定健康診査等に従事する会計年度任用職員諸手当増額分を、特別交付金として交付を受けるものです。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出です。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

4 款 保健事業費 2 項 特定健康診査等事業費は、歳入で説明をした会計年度任用職員諸手当 1 万 1 千円の増額です。

説明は、以上です。

議案第 111 号

令和 5 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,098 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 1,500 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明します。（事項別明細書は 10 ページからです）。

1 款 保険料 1 項 介護保険料は、525 万 3 千円の増額です。

介護保険料現年度分特別徴収の調定額の増額を見込むものです。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、131 万 4 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費の増額補正に伴い、国庫負担金の増額を見込むものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、5 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費が増額補正に伴い、支払基金交付金の増額を見込むものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は 5 万 7 千円の増額です。

地域支援事業等の事業費が増額補正に伴い、県補助金の増額を見込むものです。

8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金は、435 万 1 千円の増額です。

介護報酬等改定によるシステム改修及び認定調査員の増員などに伴う増額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書 3 ページ、（事項別明細書は 12 ページからです。）

1 款 総務費 補正額は、549 万 3 千円の増額です。

1 項 総務管理費は、319 万円の増額です。

介護保険制度改正並びに介護報酬改定に伴うシステム改修費の増額です。

3項 介護認定審査会費は、230万3千円の増額です。
認定調査員業務の増大による人件費の増額です。

2款 保険給付費 3項 高額介護サービス等費は、470万円の増額です。
当初予算額より高額介護・予防サービス費の支出の増額を見込むものです。

3款 地域支援事業は、31万2千円の増額です。
会計年度任用職員の期末手当増額改定と中央包括支援センター職員の人事異動に伴う諸手当の増額によるものです。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金は、47万5千円の増額です。
保険料還付金の増額によるものです。

説明は、以上です。

議案第 112 号

令和 5 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 373 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入についてご説明します。事項別明細は 10、11 ページをご覧ください。

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 は、68 万 7 千円の増額です。

3 款 繰越金 1 項 繰越金 は、7 万 2 千円の増額です。

続きまして、歳出についてご説明します。議案書の 2 ページ、事項別明細は 12、13 ページをご覧ください。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費は、75 万 9 千円の増額です。

島新田工業団地の排水機能改善工事に伴う工事請負費の増額が主なものです。

説明は、以上です。

議案第 113 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の穂高 2535 号線、整理番号 2 の穂高 2536 号線、整理番号 3 の三郷 5067 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 4 ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 114 号

松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から松本広域連合の処理する事務を変更し、松本広域連合規約を変更したいので議会の議決を求めるものです。

変更内容をご説明します。広域的なごみ処理の対応に関する事務については、松本広域連合規約において「広域連合の処理する事務」に位置付けられていますが、現在、当広域連合は当該事務を実施していません。

また、加盟している松本地域ごみ処理広域化推進協議会につきましても、直近 10 年間、開催されず、今後開催の予定もないことから、実態に即して、規約から削除するものです。

説明は、以上です。

議案第 115 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科ささえあいセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科ささえあいセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き非公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 116 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷福祉センター及び安曇野市三郷屋内ゲートボール場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷福祉センター及び安曇野市三郷屋内ゲートボール場
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 117 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷デイサービスセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷デイサービスセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 118 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市堀金デイサービスセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市堀金デイサービスセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 119 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市明科デイサービスセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市明科デイサービスセンター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市障害者活動支援センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者活動支援センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市障害者就労支援センター 豊科たんぼぼ)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者就労支援センター 豊科たんぼぼ
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市障害者就労支援センター 穂高わたぼうし)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者就労支援センター 穂高わたぼうし
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市障害者就労支援センター 三郷すみれの郷)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者就労支援センター 三郷すみれの郷
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市障害者就労支援センター 堀金かえでの家)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者就労支援センター 堀金かえでの家
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市障害者就労支援センター 明科ふきぼこの家)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市障害者就労支援センター 明科ふきぼこの家
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 小松 正直
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会」を引き続き公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市ひめこぶしの家）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市ひめこぶしの家
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市三郷小倉 448 番地
特定非営利活動法人ほのぼの会
理事長 布山 茂正
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「特定非営利活動法人ほのぼの会」を引き続き非公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科身体障害者会館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科身体障害者会館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
安曇野市身体障害者福祉協会
会長 丸山 近志
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

現在指定管理の指定を受け、施設の管理運営を行っています「安曇野市身体障害者福祉協会」を引き続き非公募で選定し、指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 128 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市穂高農業活性化施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高農業活性化施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 7751 番地 1
企業組合 V i f 穂高
理事長 小林 幸岐人
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

V i f 穂高、安曇野穂高農産物加工所、こねこねハウスの各施設について、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き 企業組合 V i f 穂高 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 129 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷産地形成促進施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷産地形成促進施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市三郷温 5896 番地 2
株式会社 三郷サラダ市
代表取締役 帯刀 佳郎
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き 株式会社三郷サラダ市 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 130 号

公の施設の指定管理者の指定について

(安曇野市堀金物産センター・安曇野市堀金地域食材供給施設)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市堀金物産センター・安曇野市堀金地域食材供給施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市堀金烏川 2696 番地
農事組合法人 旬の味ほりがね物産センター組合
組合長 小笠原 昭彦
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き 農事組合法人旬の味ほりがね物産センター組合 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 131 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷農村環境改善センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市三郷農村環境改善センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4270 番地 6
あづみ農業協同組合
代表理事組合長 千國 茂
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き あづみ農業協同組合 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 132 号

公の施設の指定管理者の指定について（湯多里山の神）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 湯多里山の神
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科田沢 8494 番地
株式会社 芙蓉
代表取締役 桐山 博
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後
もきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を
行うため、非公募により、引き続き 株式会社芙蓉 を指定管理者として指定する
ものです。

説明は、以上です。

議案第 133 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市自然体験交流センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市自然体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市明科中川手 2455 番地
「せせらぎ」を愛する会
代表 土肥 三夫
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後
も適切に施設の管理運営を行うため、非公募により、引き続き 「せせらぎ」を愛
する会 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 134 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市天蚕センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市天蚕センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 3618 番地 24
安曇野市天蚕振興会
会長 田口 忠志
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後
も適切に施設の管理運営を行うため、非公募により、引き続き 安曇野市天蚕振興
会 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 135 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について (安曇野市長峰山森林体験交流センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称 安曇野市長峰山森林体験交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高牧 2195 番地

穂高カントリー株式会社

代表取締役 上條 俊夫

3 指定期間の変更

「平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する

当該施設については、明科地域の活性化を目的とした東部アウトドア拠点整備基本構想の中で施設の役割を見極めた上で譲渡の検討を進めるため、指定管理者の指定の期間を変更・延長するものです。

説明は、以上です。

議案第 136 号

公の施設の指定管理者の指定について
(安曇野市道の駅アルプス安曇野ほりがねの里)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市道の駅アルプス安曇野ほりがねの里
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市堀金烏川 2696 番地
農事組合法人 旬の味ほりがね物産センター組合
組合長 小笠原 昭彦
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、非公募により引き続き 農事組合法人旬の味ほりがね物産センター組合 を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 137 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科近代美術館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科近代美術館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後も質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 138 号

公の施設の指定管理者の指定について（田淵行男記念館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 田淵行男記念館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後とも質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 139 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野高橋節郎記念美術館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野高橋節郎記念美術館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後とも質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 140 号

公の施設の指定管理者の指定について（飯沼飛行士記念館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 飯沼飛行士記念館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後も質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 141 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市穂高陶芸会館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市穂高陶芸会館
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後とも質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 142 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科交流学習センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 安曇野市豊科交流学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 5609 番地 3
公益財団法人 安曇野文化財団
代表理事 長崎 大幸
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後も質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うため、非公募により、引き続き「公益財団法人 安曇野文化財団」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。